

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十号

#### 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表経営戦略審議官の項の次に次のように加える。

都市技術審議官	局	知事の命を受け、都市技術に関する事務を掌理する。	土木局に必要な応じ置く。
---------	---	--------------------------	--------------

別表第一号の表参事の項の次に次のように加える。

産業振興監	課	上司の命を受け、業種別の産業振興施策に関する企画及び調査の事務を総括し、及び整理する。	商工労働局産業政策課及び次世代産業課に必要な応じ置く。
-------	---	---	-----------------------------

別表第一号の表備考1中「、政策監（兼職のものを除く。）」を削り、同表備考2中「戦略企画チーム」を「経営企画チーム」に改める。

別表第二号イの表政策監の項中「並びに支所」を「及びセンター並びに支所、分室」に改める。

別表第二号ハの表副校長の項の次に次のように加える。

政策監	広島学園	上司の命を受け、重要施策に関する基本的事項の企画及び調査並びに総合調整の事務を整理する。	必要に応じ置く。
-----	------	--	----------

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。